

## “「同和減免」継続には公益性が必要” 県担当課

・・・「固定資産税の同和減免」などについて県担当課との面談・・・

05.4.4

私、西澤は、4月4日、県庁を訪れ、人権施策推進課・課長山口氏、また、自治振興課の税制担当者と面談。そのあらましを紹介します。

### 【人権施策推進課課長・山口氏と面談】

- 1、「固定資産税の同和減免について」の文中「県の指導」についての意味を質問。「この課では指導するということはない。平成9年に出した『同和対策事業の今後の基本方向』で、一般的にふれたものではないか」「税については自治振興課で担当している」など教示してくれた。
- 2、地域総合センターの今後の在り方や方向性などについて、国・県で文章化されたものがあれば頂きたい、と依頼。  
平成14年8月29日改定の「隣保館運営要綱」全文を受領した。
- 3、県人権センター人事の在り方について懇談。私は「施策に責任を負う立場からも、ほとんどの税金を投入して運営している関係からも、県職員の直轄が好ましいのではないか、この考えは私の友人の鈴木勉市氏が、山口課長と面談するのであれば、ぜひ伝えてくれと依頼されたもの。私としても鈴木氏の意見に納得できる」と。課長は「県では出来ないことを幅広くやってもらうことが必要というので、県直轄ではなく財団法人とした経過がある。県とは独立した団体だから」など応じました。私は、「見る限り、解放同盟の幹部が歴代の館長に就任している。法も失効した今、県民の直に監視が届く県職員で構成すべきではないか。現在の専務理事は甲良町・地元では、いろいろと人権尊重から外れたことを行なってきた疑惑のあるお方。専務理事に就任したこと自体、県当局との並々ならぬ癒着を感じさせる」と意見を述べた。

人事異動後の落ち着いた時期に来訪し、親切に対応していただいたことを謝して課を辞した。

### 【自治振興課の税制担当者と面談】

私は、2000年9月議会に提出された「固定資産税の同和減免について」との資料中、「今般、県の指導、および町財政健全化・・・」との文言を示し、「今回、法失効後も同和減免が継続しており、調査している。これに関し、どのような指導を意味するのか確認にうかがった」と切り出しました。

担当職員は次のように明快に回答してくれました。

- 1、この同和減免は条例上、明文化されていません。「首長が認める場合」を適用していま

した。それも、同和対策特別法の根拠があったからです。

- 2、原則課税ですから、減免するには「公益性」が不可欠です。災害で被害にあったとか、心身の障害とか。客観的に説明が成り立つものでなければなりません。公平の原則がとりわけ要求される税制にあっては、当然の見地です。
- 3、県下の市町を訪問させていただいて、「減免を行なう法の根拠がなくなり継続するのは好ましくない。継続するのであれば、説明・根拠を明確にしてください」と基本的な指導をしています。
- 4、その上で、継続するか否かは、その首長さんの政治的・政策的判断があるので、県の担当課としては、そこを越えて規制したり、踏み込むことは出来ない。
- 5、しかし、住民監査請求や行政訴訟になった場合、耐えることができるかどうか極めて疑問です。県としても責任を維持できません。

固定資産税の同和減免を継続している自治体は、法の根拠なく、公益性・公平性確保がより厳格に求められる税の課税手法において「同和」というだけで、極めて乱暴で、データラメな「減免」が継続されていることに半ば嘲笑する雰囲気も、私にはうかがえたことは“光栄”であった。それは、以外にも、私が質問していないにもかかわらず、「住民監査請求や行政訴訟になった場合」の見解まで述べてくれたことにも現れています。